

○紀南地方老人福祉施設組合職員事故審査委員会規程

〔平成12年7月25日〕
規程第2号

改正 平成17年4月1日規程第1号

（設置）

第1条 紀南地方老人福祉施設組合職員の分限及び懲戒に該当する処分の公正を期すために、紀南地方老人福祉施設組合職員事故審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審査委員会は、委員長及び副委員長並びに委員若干名をもって組織する。

2 委員長は副管理者、副委員長は事務局長をもってあてる。

3 委員は、管理者が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員長は、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議の招集）

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

（意見の聴取）

第5条 委員長は、審査の実施上必要があると認めるときは、本人又は関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（審査結果の報告）

第6条 委員長は、審査の状況、結果等について、任命権者に報告するものとする。

（事故内容の秘密）

第7条 審査の内容は秘密とする。

（庶務）

第8条 審査委員会に関する事務は、事務局において行うものとする。

附 則（平成12年7月25日規程第2号）

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。